

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年9月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年9月から38年3月まで

昭和35年10月に国民年金手帳（茶色又はオレンジ色）を受け取り、36年4月から婦人会の役員の方が集金に来られたので、1回も怠ることなく夫婦で200円ずつ払い、婦人会に預けていた国民年金手帳の領収印を確認していたが、37年の4月か5月に婦人会から突然、手帳が無くなったと言われた。

年金は貰^{もら}えるとのことであったので安心していましたが、昭和45年ごろ、国民年金保険料が未納になっているから8,500円ぐらい払うよう通知書が来て、夫は反対したが、私は疑問に思いながらも金融機関で分割して未納となっていた保険料を支払った。

しかし、未納とされた期間の保険料は毎月支払っており、夫は当該期間の保険料の納付を年金記録確認第三者委員会で認められたので、重複納付した特例納付保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、国民年金被保険者台帳において、特例納付により納付した記録とされているが、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その夫が自身の保険料と一緒に毎月きちんと納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年に夫婦連番で払い出されており、申立人の夫は、申立期間を除き、厚生年金保険の被保険者（昭和44年5月）となるまでの保険料を完納している上、保険料が未納となっていた申立期間と同一期間について平成20年5月に年金記録確認第三者委員会において

記録訂正が認められている。

また、申立人は、国民年金制度発足前の昭和 35 年 10 月 1 日に資格取得しており、毎月集金に訪れていた婦人会の役員の名前や保険料額を具体的に記憶していることなどから、制度発足当初の申立期間の保険料を納付していないとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 36 年 4 月から 60 歳までの約 30 年間の保険料を完納している上、44 年 5 月以降 17 年間は任意加入しており、納付意識が高かったものと認められる。

加えて、申立人は、昭和 45 年に申立期間の保険料を特例納付したことについて、i) 当時は、30 歳ぐらいで将来を案じる気持ちが強く、年金が貰えなくなったら困ると思った、ii) 当時は、今日のように行政に対する不信感は無く、行政を信頼していたため疑問を感じながらも納付したとしており、申立人の主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

広島厚生年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立ての事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社を平成10年5月31日に退社、同年6月1日にB社で新規採用扱いとなった。勤務地、勤務内容等に変わりは無く、その切替えの際に厚生年金保険が1か月空白となっているが、厚生年金保険料は給与から天引きされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書並びにA社の元取締役兼社会保険事務担当者の供述により、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細票の厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元取締役兼社会保険事務担当者は、「資格喪失の手続について、平成10年6月1日資格喪失とするところを同年5月31日資格喪失と誤った手続をした。」と供述している。また、事業主が資格喪失日を平成10年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知

を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年4月までの期間及び62年7月から平成元年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和60年4月から62年4月まで
②昭和62年7月から平成元年7月まで

両親のうちのどちらかがA市役所の本所か支所に行き、国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付したと言ってくれたので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持している年金手帳では、初めて国民年金の被保険者となった日は平成3年8月1日となっているほか、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の払出状況（第3号被保険者の処理年月日等）から、この当時、申立人の住所地であるB市を管轄するC社会保険事務所（当時）管内で平成3年11月以降に払い出されたものと推認できる。また、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこのころ行われたと推認でき、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

2 申立期間①について、申立人の保険料納付等を行ったとする申立人の母は、「あのころは、強制だったと思うから多分手続をしたと思う。住所はD市に移した。」と供述しているが、申立人は、大学生のため任意加入対象者となり、実態と齟齬がある上、住所地でないA市で申立人の母が加入手続及び保険料納付をすることはできない。

一方、申立人は、大学生となってもA市からD市に住所を移しておらず、D市では加入手続をしていないとしており、申立人の母の主張と相違している上、A市は、申立人の加入記録は確認できないとしている。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料の納付等を行ったとする申立人の母からも加入手続及び保険料の納付について具体的な供述は得られなかった。

- 3 申立期間②について、A市は、申立人の加入記録は確認できないとしており、かつ、申立人は、昭和63年4月から1年間、E市の職業訓練校に通っていたが、E市で国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていないとしている上、E市は、申立人の加入記録は確認できないとしている。

また、申立人の母は、当時、申立人の弟の保険料も一緒に納付していたような気がするとしているが、申立期間②の期間内に国民年金の対象者（昭和63年10月から平成2年4月まで）の可能性のある次男は、国民年金の加入記録は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 35 年 3 月 21 日から 36 年 5 月 30 日まで
②昭和 36 年 8 月 1 日から 38 年 10 月 30 日まで

私は、昭和 35 年 3 月 20 日に中学校を卒業し、翌日から 38 年 10 月 30 日までA社に勤務した。35 年 3 月分の給与で夜間高校へ通うための制服や教科書を購入したことを覚えており、また、高校へは4年間通ったが、受験勉強のため38 年 10 月末に会社を辞めたことを覚えており、勤務していたことは間違いないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚が所持していた社員旅行の写真（昭和 35 年 5 月撮影）に申立人が写っており、申立人と同時期に入社したとする同僚（同級生：昭和 36 年 5 月 30 日から 37 年 12 月 1 日まで被保険者期間）は、「自分が入社した時には申立人は既に働いており、自分が辞めた時にはまだ、申立人は勤務していた。」としていることから、申立人は、少なくとも昭和 35 年 5 月から 37 年 12 月までは申立事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、照会に回答のあった同僚9人について、同僚自身が記憶している勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間を照合したところ、記憶する入社日より資格取得が遅れている者が3人、記憶している退職日より資格喪失が早い者が2人おり、申立事業所では、厚生年金保険の加入について従業員により取扱いが異なっていたことがうかがえる。

また、申立期間①については、申立人の同級生（同じ夜間高校に通学）は、申立人と同様、昭和 36 年 5 月 30 日に資格を取得している上、当時の社会保険事務担当者は、厚生年金保険については、本人から希望があれば早期に加入させていたが、通常は、入社後何年かして加入させていたとしており、申立人に

についても入社後約1年2か月後の同年5月30日に厚生年金保険に加入させたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、申立人の同級生は、自身が被保険者記録のある期間に係る申立人の厚生年金保険料控除について不明としており、かつ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

加えて、照会に回答のあった同僚で申立人を記憶している3人は、申立人の保険料の控除について不明としており、申立事業所も申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除等については不明としている。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤めていた昭和 47 年ころ、社長から新会社のB社を立ち上げるので移籍しないかと話があり、B社に入社した。

給与明細は残っていないが、その間、給料は滞りなくもらっており、厚生年金保険料も給料から天引きされていたと思うので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で厚生年金保険の被保険者記録がある同僚の供述等から、申立人は、移籍時期は不明ながら、A社からB社（昭和 47 年 5 月 4 日設立、申立人は取締役）に就任）に移籍し、両社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 47 年 3 月 31 日に適用事業所でなくなっており、移籍先のB社は同年 6 月 1 日に新規に適用事業所となっていることから、両社とも申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、両社に被保険者記録がある 8 人は、申立人と同様、昭和 47 年 4 月 1 日にA社の被保険者資格を喪失し、同年 6 月 1 日にB社で資格を取得しており、かつ、申立人が記憶する同僚で、申立人と同日にA社の資格を喪失（昭和 47 年 4 月 1 日）し、別会社に移籍したとみられる 2 人は、移籍した会社が新規に適用事業所となった日（昭和 47 年 10 月 1 日）に資格を取得している。

さらに、申立人は、移籍時期や申立期間の保険料控除について具体的な記憶は無く、照会に回答のあった同僚からも、申立人の移籍時期や申立期間の保険料控除等について具体的な供述は得られない。

加えて、B社の申立期間当時の取締役は、申立期間の厚生年金保険の届出及

び申立人の保険料控除等については不明としており、A社の社長（B社でも社長）及び申立人がA社等の社会保険事務を担当していたとする社会保険労務士も死亡しており、保険料の控除等について供述を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年8月1日まで

私は、高校を卒業後、昭和28年4月1日にA社に就職し、63年6月20日まで勤務した。入社した同社B営業所の同僚で名前を記憶している者は6人くらいで皆28年4月1日入社であった。

しかし、年金加入記録を確認したところ、同社B営業所に勤務していた昭和28年4月1日から同年8月1日までの記録が抜けており、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び労働者名簿により、申立人が昭和28年4月1日に同社B営業所に入社後、63年6月20日まで継続してA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ昭和9年生まれのもの23人（申立人が記憶している同僚5人を含む。）は、申立人と同様に全員が昭和28年8月1日に資格取得していることから、同社B営業所は、当時、高校を卒業して入社した者を同年8月1日にまとめて厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

また、申立人が記憶している同僚5人のうち、照会に回答のあった1人は、「入社日は昭和28年4月1日であるが、入社後4か月間は試用期間であり、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述しており、当該同僚から提出された給与計算書（厚生年金保険料は翌月控除）によると、昭和28年9月の給与から保険料（8月分）が控除されているが、同年4月から同年7月までの保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。